

3 被告株式会社マイナビ（以下、「被告マイナビ社」という。）は、就職情報誌の提供、求人・採用活動に関するコンサルティング、新聞の発行及び出版事業等を目的とする株式会社であり、月刊誌「将棋世界」の企画・編集業務を担当している。

4 被告内館牧子（以下、「被告内館氏」という。）は、脚本家・作家であり、月刊誌「将棋世界」誌上において、「月夜の駒音」というエッセイを連載している。

第2 被告らの原告に対する名誉棄損及び侮辱行為

1 本件に至る経緯等は、「第5」にて、詳述する。

2 被告内館氏は、被告将棋連盟の発刊する「将棋世界7月号（平成25年6月3日発売）」の連載「月夜の駒音」において、被告マイナビ社編集のもと、「精神文化を学べ」との見出いで、別紙2のとおりのエッセイ記事を掲載した（甲1。以下、「本件記事」という。）。

3 本件記事は、「週刊新潮4月25日号」掲載の、

＜入玉でコンピューターと引き分け、「塚田九段を泣かせた非礼感想戦」＞の記事内容（甲2、以下「新潮記事」という。）を引用した上、「入玉で引き分けた塚田九段が涙した理由のひとつは原告のひと言にあったという」と指摘し、「Puebla α」の開発者である原告に関し、

(1) 「五十歳にもなって、教養がないんだなア。相手にするだけ無駄だわと思った。」

(2) 「むろん、開発者としては、人間に圧勝するソフトを開発することは第一義だ。しかし、衆目が集まる中で戦う以上、少なくとも将棋界の精神文化をザッとでも学んでおこうと思うのが、その人の教養というものだ。」

(3) 「この五十歳男性は、「将棋」という相手の舞台で開発の仕事をしながら、その文化や伝統、歴史などには全く無関心だったのであろう。とにかく強いソフトを開発することに心血を注いできたのだろう。だが、たとえそうであっても、相手への敬意として文化や精神を学ぶ姿勢が教養というものだ。」

(4) 「抑制の精神は、将棋、囲碁のみならず、柔道や相撲などの武道にも、日

本独特の文化として共通する。「中高年」と呼ばれる年齢になってもなお、それさえ、知らぬ人に腹を立てたり、泣いたりするのは無駄以外の何ものでもない。」

などと、一方的に原告が敬意や教養を欠く人物であるかのように断じ、また、原告を揶揄する内容の記事を掲載した。

これらは、一般読者に対し、原告が、「(第2回将棋電王戦の対局後会見の際、対戦相手に対し) 非礼な言動を行い、相手に対する敬意を欠いた日本の精神文化さえ知らない教養のない人物である。」という否定的な印象を与えるもので、原告の社会的評価を低下させるものである。

また、本件記事は、「相手にするだけ無駄だわと思った。」「「中高年」と呼ばれる年齢になってもなお、それさえ、知らぬ人に腹を立てたり、泣いたりするのは無駄以外の何ものでもない。」など、全体を通じて原告を揶揄・侮辱するような表現で記載されており、原告はこれにより、大きく名誉感情を害された。

したがって、被告らが、本件記事を執筆・編集の上、「将棋世界7月号」に掲載・発行した行為は、原告の名誉にとどまらず、原告の名誉感情を含む人格的な権利ないし法律上保護されるべき利益を侵害するものであって、不法行為(民法709条、同710条)を構成する。

第3 本件記事の違法性

- 1 本件記事は、原告において、第2回将棋電王戦の対局後の会見(関係者、ファンからは「感想戦」と呼ばれている。)において、非礼と評価されるような言動があり、それが対戦相手の塚田九段の涙の原因となったという趣旨の事実を核心部分として嫡示し、前提としていると解される。しかしながら、第2回将棋電王戦の感想戦の中で、原告が、非礼と評価されるような言動をした事実は一切認められない。
- 2 また、本件記事には、公益性、公共性も認めがたいため、いずれにしても違法性を阻却されるものではない。